

公益財団法人つなぐいのち基金  
平成30年度 第2回 理事会議事録  
(みなし決議による理事会)

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案 「2019年度 事業計画書(案)及び収支予算書(案)の承認」の件

第2号議案 「平成30年度第2回評議員会の招集」の件

2. 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事 鵜居 由記衣

3. 理事会があったものとみなされた日 平成30年10月24日

4. 理事会議事録の作成に係る職務を行った理事 豊住吉弘

5. 理事現在数及び定足数 現在数6名、定足数4名 (監事1名)

(書面による同意) 鵜居理事 清水理事 豊住理事 下村理事 村尾理事 篠原理事

(書面による確認) 安藤監事

6. 会議の概要

第1号議案

- ・2018-2019年度通じての平成31年度対象事業助成を支給
- ・公益5周年記念関連プランの実施と公益10周年向けの新たな取組準備
- ・財務基盤の強化、事業のフィージビリティとガバナンスの確保の継続

平成30年10月17日、代表理事 鵜居由記衣が理事の全員に対して、上記の理事会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該提案につき、平成30年10月24日、理事の全員から書面により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第96条、および公益財団法人つなぐいのち基金 定款 第34条3項に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記の通り、理事会の決議の省略を行ったので、当該理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第96条及び同法施行規則第62条において準用する第15条第4項第1号に基づき本議事録を作成した。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

平成30年10月24日

公益財団法人つなぐいのち基金

代表理事 鵜居 由記衣

監事 安藤 算浩

議事録作成者 常務理事兼事務局長 豊住 吉弘